

「同居家族でStay hotel」事業 事業者向けQ&A ver.3

| | |
|-----|---|
| Q1 | 事業の参画申請の条件を教えてください。 |
| A | <p>下記要件を全て満たす者としてします。 なお、県内で複数の施設を運営している場合、施設ごとに申請してください。</p> <p>①沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（「シーサーステッカー・RICCA QRコード付き」）を登録している施設 ②業界ガイドラインに沿った体制が整っていること ③宿泊者が泊まる部屋にはトイレ、風呂が完備されていること ④同居家族、一部屋が原則で、別の同居家族と同じ部屋にならないこと ⑤感染防止対策がなされた上で食事の提供を行うこと ⑥食事のデリバリーを行う場合は、宿泊者とのトラブルを避ける為、店舗名、メニュー、料金を宿泊プランに掲載すること ⑦食事のデリバリーを行う場合は、ホテルが食事を預かり、宿泊者がデリバリー後に受け取る形とすること ⑧申請施設は、ホームページ内で上記内容が確認できる体制を構築すること その他の詳細については取扱マニュアルをご確認ください。（取扱マニュアルP.1～2参照）</p> |
| Q2 | 事業への参画申請方法を教えてください。 |
| A | <p>申請書類をOCVBサイト「同居家族でStayHotel」コーナーからダウンロードして下さい。 書類を添付の上、電子メールにてご提出をお願いいたします。 事務局で確認が出来次第、正式に原本の送付依頼をさせていただきます。（取扱マニュアルP.4参照）</p> |
| Q3 | 申請締め切りはありますか？ |
| A | <p>1次申請締め切りは、令和3年2月9日（火）14:00を予定しております。 2次申請締め切りは、令和3年2月12日（金）12:00を予定しておりますので締め切りまでに申請を行ってください。 ただし2次申請については、必要条件を満たしており、予算の残りのある場合、追加で対象施設としていきます。 （取扱マニュアルP.4、6参照）</p> |
| Q4 | 複数の施設を所有しています。どのように申請すれば良いですか？ |
| A | 施設ごとに申請書類の提出をお願いします。（取扱マニュアルP.1参照） |
| Q5 | 申請書類の原本郵送の期日はいつですか。 |
| A | <p>メールで提出された書類に不備がないか確認後、事務局より原本依頼メールをお送りいたします。 原本到着のめ切は設けておりませんが、原本依頼メールを受信してから速やかにご提出をお願いします。 （取扱マニュアルP.4参照）</p> |
| Q6 | 販売方法の制限はありますか。 |
| A | <p>自施設から旅行者への直接販売のみとなります。 旅行代理店及びOTA経由での販売は、対象外となります。ご注意ください。 （取扱マニュアルP.4参照）</p> |
| Q7 | どのように割引を適用するのですか。 |
| A | <p>対象のプランでご宿泊されるお客様に対して、現地で割引をします。 割引金額は、現地にて販売金額から割引いて利用者に還元してください。 よって、利用者の宿泊代金支払いは「現地払い」のみとなります。 （取扱マニュアルP.3参照）</p> |
| Q8 | 対象のプランとはどのようなものですか。 |
| A | <p>プラン名冒頭に【同居家族でStay hotel】と記載する 必要があります。 対象のプランの設定について、予約段階の販売価格に本事業の割引金額を予め反映させることはできません。 また、対象のプランの備考欄等に割引金額の還元方法・割引金額についての記載が必要です。 詳細は、取扱マニュアルをご参照ください。（取扱マニュアルP.2参照）</p> |
| Q9 | 一人当たりの支援金の限度額はありますか。（一人当たりの連泊、一人当たりの利用回数制限） |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・1人1回当たりの連泊は2泊までとなります（補助額の限度額は、1泊あたりの補助5,000円×2＝10,000円までです。） ・期間内の同一人の利用回数制限は、ありません。 <p>（取扱マニュアルP.3参照）</p> |
| Q10 | 割引は大人のみ適用ですか。 |
| A | <p>本事業には割引に対する年齢制限はありません。 （取扱マニュアルP.3参照）</p> |
| Q11 | 利用者の負担額が0円となる設定は可能ですか？ |
| A | <p>利用者の負担額が0円となる設定は、補助対象外となります。 （取扱マニュアルP.3参照）</p> |

| | |
|-----|---|
| Q12 | 現時点の予約（既存の予約）も本事業の適用になりますか。 |
| A | 事業実施期間、かつ交付決定通知を受領した日にち以降で発生した新規予約分が割引の対象となります。（取扱マニュアルP.9参照） |
| Q13 | 特定日や、ひと月に受付ける件数を宿泊施設が独自に設定してもいいですか。 例えば「〇曜日限定！」「△月、〇〇組限定！」など |
| A | 対象のプランとしての条件を満たした上で設定して頂いて構いません。 対象のプランの諸条件については取扱マニュアルP.2, 9をご覧ください。 |
| Q14 | ハピトクなどの県や市町村（自治体）の割引クーポンの併用は可能ですか。 |
| A | 地方公共団体の宿泊料金割引制度との併用はできません。ハピトクの併用もできません。 （取扱マニュアルP.3参照） |
| Q15 | もしも、「シーサーステッカー」沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（RICCA QRコード付）を取り消された場合、予約分の割引はどうなりますか？ |
| A | 「シーサーステッカー」沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（RICCA QRコード付）の取り消し通知を受けた施設は、その通知を受けた日以降の宿泊分について、本事業の適用外となる場合があります。 |
| Q16 | 旅行代理店（リアルエージェント）からの宿泊予約は対象になりますか？ |
| A | 今事業は「対象外」となります。（取扱マニュアルP.4参照） |
| Q17 | 宿泊代金は税金を含めた金額ですか？ |
| A | はい。税込みです。 |
| Q18 | 宿泊者の居住地の制限はありますか。（修正） |
| A | 「沖縄県内に居住する同居家族」が対象です。予約時にその旨を利用者に確認し、チェックインの際には証明する公的書類（免許証、保険証等）を確認してください。公的書類のコピーを保管する必要がありません。（取扱マニュアルP.2参照） |
| Q19 | 飲食料や入湯料、施設利用料などは対象になりますか。 |
| A | 予約段階でプランに組み込まれているものであれば問題ありません。現地で追加されたものは認められません。 （取扱マニュアルP.2参照） |
| Q20 | 電話予約も対象になりますか？ |
| A | はい。対象です。電話予約時は【同居家族でStay hotel】を利用することについて、必ずお客様と事業者様の間で確認をお願いします。 |
| Q21 | 販売時期は宿泊施設で決めても良いですか？ |
| A | 事業の対象期間は、2021年2月10日～2021年2月28日までです。上記の期間内かつ交付決定後であれば、事業者様のご判断で販売時期を調節して頂いて問題ありません。 但し、緊急事態宣言の解除日が2/28以前の場合は、解除日以降の新規の予約は停止とします。 （それ以前の予約には補助適用）（取扱マニュアルP.2参照） |
| Q22 | 「もとの宿泊代金を大幅に上回るようなプランは対象外」とあるが、具体的な金額の制限はありますか？ （取扱マニュアルP.2参照） |
| A | 金額の制限はございませんが、付帯させるものが宿泊代金を上回る場合は、事務局の確認が入ります。 宿泊代金の支援という観点でプランの設定をお願いします。不明点は、事務局にご相談ください。 |
| Q23 | プランの冒頭に「【同居家族でStay hotel】と記載することが必要」とあるが、タイトル枠内に入りきらないです。 どうすれば良いですか？ |
| A | プラン内容の冒頭や、備考欄に記載して頂くことも可能です。利用者に確実に伝わるように記載をお願いします。 （取扱マニュアルP.2参照） |
| Q24 | 「換金性のあるものを組んだ宿泊プランは対象になりますか？ |
| A | 対象外となります。（取扱マニュアルP.3参照） |
| Q25 | 宿独自のクーポン（いわゆる宿クーポン等、名称の如何を問わず）との併用は可能ですか？ |
| A | 宿泊施設が自ら負担している割引については可能です。 この場合は、宿クーポン適応後の金額を元値として本事業の割引額を算出してください。 例）宿泊料金が12,000円、宿クーポンを1,000円分使用する場合 元値:11,000円（12,000円－1,000円） 割引額：5,000円 利用者負担額：6,000円 |
| Q26 | 補助金支払いはどのように行われますか。 |
| A | 実績報告とともに補助金の請求が必要です。スケジュールについては、取扱マニュアルP.6をご参照下さい。 |
| Q27 | 補助金を超えて予約を受けてしまいました。 |

| | |
|-----|--|
| A | 交付決定金額以上の支援金のお支払いには一切応じられません。カウント間違い等にはご注意ください。 また、事業者による判断で交付決定額以上の割引を行った場合も、一切 その清算には応じられません。（取扱マニュアルP.7参照） |
| Q28 | キャンセル等により支援金額を使いきれません。補助金額の変更をしてほしいです。 |
| A | 参画申請時に配分した補助金の変更は行いませんが、事務局まで状況の報告をメールにてお知らせください。 |
| Q29 | 事業終了時に配分された補助金が残ってしまいました。 |
| A | 残ってしまった場合は清算時に残高を請求しないようにお願いします。 |
| Q30 | 割引金額は税込みですか。 |
| A | 税込みです |
| Q31 | 沖縄県内で複数の施設を運営しています。一つの施設に交付された支援金を、他の施設に割り振って使うことはできますか？ |
| A | いいえ。できません。複数施設を運営されている場合も、申請は施設ごとをお願いしております。 補助金の管理も、必ず施設ごとに行ってください。 |
| Q32 | 提出した書類に誤りが発覚したため訂正したいです。 |
| A | 訂正後のデータを事務局へメールにてご提出ください。訂正箇所を確認し事務局より差し替えのご連絡をさせていただきます。 |
| Q33 | 書類の原本の受領連絡はありますか。 |
| A | 事務局にて原本を確認し、不足があった場合のみご連絡いたします。 |
| Q34 | 実績がなかった場合も実績報告の提出が必要ですか。 |
| A | 必要です。実績内訳シートの表紙に「0円」と記入し、実績内訳シートの表紙のみご提出ください。 |
| Q35 | 様式内の単位や計算式を変更したいです。 |
| A | 様式の統一のため、様式のとおりにご記入をお願いします。 実績内訳シートにつきましては、セルが足りない場合は追加して頂いて 構いません。 |